

令和8年7月10日

顧問先様各位

ヤマダ総合公認会計士事務所

27年間ご愛読いただき、誠にありがとうございました

YAMADA & MEMBER'S PRESS 終刊のお知らせ

拝啓 初夏の候、顧問先のみなさまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は「YAMADA & MEMBER'S PRESS」をご愛読いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本誌は1999年に創刊して今号で136号となりましたが、誠に勝手ながら今号(2026年7月、夏号)をもって終刊とさせていただきます。

本誌は、2000年を前にして、みなさまの日頃からのご懇情に心より感謝の気持ちをこめて、身近な感じのもので堅苦しくなく気軽に読んでいただける「事務所だより」を目指し、刊行を開始させていただきました。
税務、経営、マネー、保険等から日常生活での話題まで、広く情報提供を目的として刊行してまいりましたが、なにか少しでもみなさまの経営の一助となっていましたら幸いです。

この度、お客様へのサービスの向上及び業務運営体制の強化を図るため、きたる8月1日をもって、辻・本郷税理士法人与統合し、辻・本郷税理士法人 立石事務所として新たな道を進ませていただくこととなりました。

つきましては「YAMADA & MEMBER'S PRESS」は終刊とさせていただきますが、これを機により一層、みなさまのご期待にそうべく、努力していく所存でございます。

また新たな機会に別の形にて、顧問先のみなさまに情報提供をさせていただければと存じます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、長年にわたり「YAMADA & MEMBER'S PRESS」をご支援いただきましたみなさまに心から御礼を申し上げます。

敬具

目次

税のページ	03
≫日本の税の歴史をみてみましょう	
経営のページ	05
≫将来を描くためのフレームワーク 経営デザインシートの活用	
マネーのページ	07
≫価格変動を抑えた新しいデジタル通貨 ステ이블コインとは	
保険(リスクマネジメント)のページ	09
≫令和8年度の雇用保険料率について	
ニュースな数字	10
エコのある暮らし	11
≫新しい「防災気象情報」を確認しよう	
栄養と健康のページ	12
≫暑い季節を乗り切る 夏におすすめの栄養素	
おいしいレシピ	13
≫鶏むね肉と梅しそチーズのはさみ焼き / ピーマンとパプリカの塩昆布ナムル	
仕事のエスプリ	14
≫人を伸ばす“未来志向”のコミュニケーション フィードフォワード思考とは	
所員のページ ～相続事業部からのご案内～	15
≫国税庁が非上場株式評価を本格見直しへ	

日本の税の歴史をみてみましょう

日本がまだアメリカの影響下にあった第二次世界大戦後、直接税を中心とする恒久的・安定的な税体系を目指すシャウプ勧告(※注)に基づいた税制が昭和 25 年に施行され、現在の日本の税制の基礎となりました。



(※注) 連合国軍最高司令官の要請で、昭和 24 年5月 10 日に来日したカール・シャウプ博士を中心とする使節団により作成され、同年9月 15 日に日本の税制の包括的な改革案として発表された。

このいわゆるシャウプ税制は理論的に公平な税体系を目指したものの、当時の日本の戦後復興期の社会経済の実情にそぐわないこともあり、昭和 28 年以降に、修正が行われました。

例えば、執行に困難を要した富裕税や累積的取得税制度などが廃止されたり、租税特別措置は公平の原則に反するとして多くの租税特別措置が廃止されましたが、高度経済成長期昭和 30 年代からは、資本の蓄積と経済発展を図る等を目的とし、様々な租税特別措置が導入されました。

さらに、道路等社会インフラの充実を図る観点から、財源確保のために揮発油税等の税率引上げ等も行われました。

所得税については、累進構造で所得水準上昇に応じ適用される税率が高くなる特徴から、昭和 40 年代には高度経済成長による国民の所得増加や物価上昇に応じて所得税の減税が毎年行われ、昭和 40 年代後半には、ドル・ショックや石油危機を背景とした不況対策で所得税の減税が行われました。

昭和 50 年代には不況による財政危機を打開するため、自動車関係諸税等の間接税の増税、法人税率の引上げや租税特別措置の整理・合理化等が行われました。この時期には、国民に広く薄く負担を求める一般消費税の導入が議論されましたが実現には至らず、課題として残されることとなりました。

昭和 62・63 年にかけての抜本的税制改革では、高齢化、国際化等の経済社会の構造変化にあわせ、所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築が目指されて、法人税率が段階的に引き下げられ、所得税は税率構造を簡素化するとともに、基礎控除等の人的控除が引き上げられました。また、個別間接税は廃止され、税率3%の消費税が平成元年4月から導入されました。

その後、少子高齢化の加速を背景に、勤労世代の人口が相対的に減少する一方、社会保障の財政需要の増大が避けられないこと等を踏まえ、個人所得課税の軽減と消費税の充実(3%→5%、平成 9 年)を柱とする税制改革が行われました。

さらに、社会保障と税の一体改革の下、消費税は、国民が広く享受する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うとの観点から社会保障の財源と位置付けられ、平成 26 年に税率が5%から8%に、また令和元年 10 月には8%から10%に引き上げられました。

この間、所得税については、格差の固定化を防止して、所得再分配機能を回復する観点で最高税率等の見直しが行われ、法人税については、国内企業の活力と国際競争力を維持する観点から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことによる成長志向型に改革され、平成 28 年度には地方税も含む実質的な租税負担を示す実効税率の20%台が実現し、平成 30 年度には29.74%まで下がっています。

このように、その時々々の経済社会の構造変化に応じて税制の見直しは行われており、日本は現在もそうした構造変化に直面しています。

【抜粋転載 財務省：日本の税の歴史を教えてください】

税金は時代ごとに変っていますが、近代国家へととなっていく明治時代から令和の現在までをみていきますと、おおよそは下表のような変遷となります。

日本の主な税金の発足と年表

時代	年	区分	税金・事象	ポイント
明治	1873年	発足	地租改正 (地租金納)	近代税制の出発点、土地所有権の確立。税を米等で納める年貢(物納)から全国統一基準での現金納税へと移行(→最終的には固定資産税の創設と共に廃止)。
	1873年	発足	印紙税の導入	地租が歳入の約 9 割と農家の負担大で、文書に課税する、商工業者を含む社会全般に対し均一な税として導入。
	1887年	発足	所得税の創設	個人所得に課税する所得税の始まり。創設当初は国税の1～2%も大正時代には税收第1位、以後国税の中心。
	1899年	発足	法人所得税の創設	それまで法人所得は所得税の課税対象外だったが、個人企業所得との租税不均衡を是正するため、課税開始。
	1905年	発足	相続税の創設	財産の承継に課税。日露戦争の戦費調達のため新たな税收減を必要とし、戦時中の非常特別税の一環として導入。
戦前 戦後	1940年	制度 再編	法人税法が独立	法人税法が所得税法から独立、単独法律として制定。法人所得課税を明確化した日本税制の重要な転換点。
平成	1989年 4月1日	発足	消費税3%導入	その時代における贅沢品や嗜好品へ課税という考え方の物品税から、ほぼすべての商品やサービスに課税、社会全体で広く負担を分かち合うという考え方への転換。
	1997年 4月1日	増税	消費税5%へ	将来の財政需要(特に社会保障)を見据えたものとされたが、税金の体感に直結、家計は「守り」の傾向へ。
	2013年 1月1日	新負担	復興特別所得税適用 (2037年12月31日迄)	2011年の東日本大震災からの復興財源確保のためとして、基準所得税額の2.1%が課税される特別税
	2014年 4月1日	増税	消費税8%へ	経済の回復を促進し、持続可能な社会保障制度を維持して次世代に引き渡すための財源とされた。
	2019年 1月7日	発足	国際観光旅客税の創設 (通称:出国税)	日本から出国する全ての旅客に課税。観光基盤の拡充・強化のための恒久的な財源確保が目的とされた。
令和	2019年 10月1日	増税	消費税10%へ・ 軽減税率制度8%導入	標準10%、国民生活への影響を和らげる目的で、飲食料品(酒類を除く)等に対して8%の軽減税率が適用。
	2024 年度	新税	森林環境税の課税開始	森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から1人年額1,000円を個人住民税均等割とあわせて徴収
	2026年 4月1日	新税	防衛特別法人税の 課税開始	防衛財源の確保のため、2026年4月1日以後開始の事業年度から、法人税を課されるすべての法人に課税。
	2026年 7月1日	引上げ	国際観光旅客税 増税 1,000→3,000円	税收増加分を、観光振興やオーバーツーリズム(観光公害)対策に充てる計画として増税。

〈参考 国税庁:税の歴史 財務省:日本の税の歴史を教えてください〉

税制は今後も変化を続けていくことですが、大切なのは、「ルールに対応する」だけではなく、それを経営にどう活かしていくかという視点ということでしょう。

これまで本プレスでお伝えしてきた税の情報が、みなさまの経営の一助となっていれば幸いです。長きにわたりご愛読をいただき、誠にありがとうございました。



将来を描くためのフレームワーク

経営デザインシートの活用

社会・経済環境は、モノの供給が中心の時代から、体験や共感といった多様な価値が重視される時代へと変化しています。こうした中で、企業の成長を支える要素として、知財の重要性が高まっています。企業は、これまでの価値を生み出す仕組みを把握し、今後、顧客が必要としていることや求めていることに訴求できる価値を生み出す仕組みを構想する必要があります。すなわち、「経営をデザインする」ことが重要になってきています。

■ 経営デザインシートとは

経営デザインシートは、企業等が将来に向けて持続的に成長するために、将来の経営の基幹となる価値創造メカニズム(資源を組み合わせる企業理念に適合する価値を創造する一連の仕組み)をデザインし、在りたい姿に移行することを目的としたシートです。このシートは、内閣府が提供しています。

■ 経営デザインシート作成の流れ

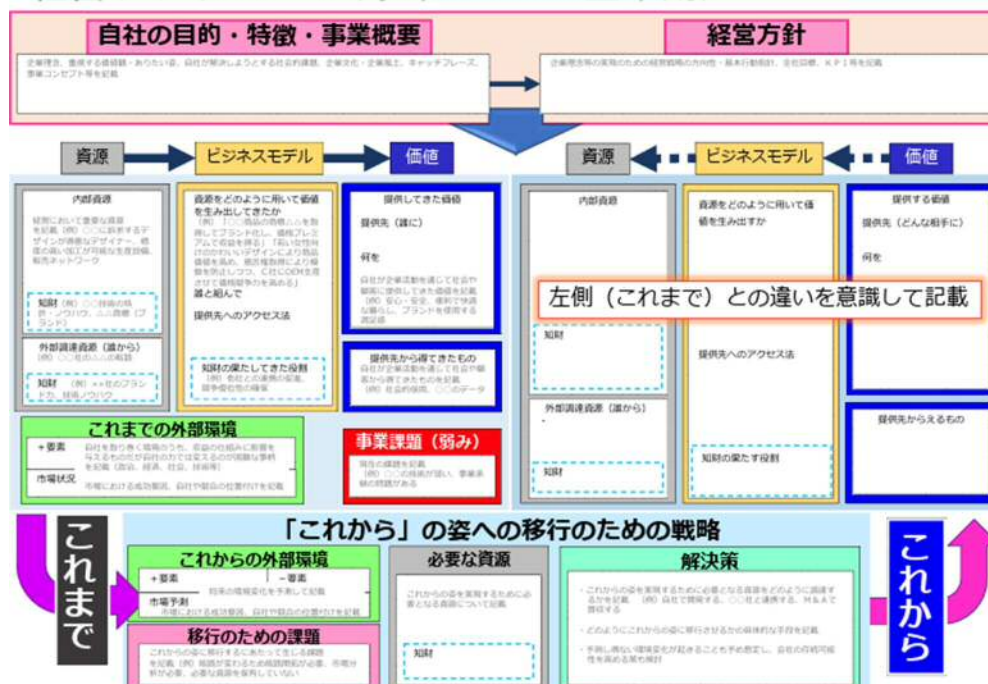
経営デザインシートには、主に以下の3種類のひな型があります。

- (1) 企業全体の将来構想を描く「全社シート」
- (2) 特定の事業を対象とする「事業シート」
- (3) 単一事業の企業向けの「事業が一つの企業用シート」

なお、内閣府の公表資料では、従来のひな型に加え、構成を整理した「新デザインシート」も掲示されています。いずれも基本的な考え方は共通しており、用途や整理のしやすさに応じて選択することができます。

(以下図は、(3)「事業が一つの企業用シート」です)

経営デザインシート(事業が1つの企業用)



経営デザインシートは、(A)～(D)の4つのステップで整理していきますが、順番どおりに進める必要はありません。書けるところから始め、必要に応じて見直ししながら整理していきます。

(A)企業理念/事業コンセプト

→自社や事業の存在意義を意識する

(B)これまでの価値創造メカニズム

→「これまで」を把握する

(C)これからの価値創造メカニズム ※重要

→長期的な視点で「これから」の在りたい姿を構想する

(D)これまでからこれからへ移行の戦略

→在りたい姿に向けて、今から何をすべきか戦略を策定する



作成にあたってのポイントとして、これまでの延長線上で考えるのではなく、将来から逆算して検討することが挙げられます。とくに(C)これからの価値創造メカニズムの部分では、「価値」→「ビジネスモデル」→「資源」の順で考えることを意識しましょう。

■ 経営デザインシートの活用場面

経営デザインシートは、企業経営における対話のためのツールとしても用いられることがあります。経営層と従業員が共同で作成することで、経営課題の整理やビジネスモデルの見直しにつながるほか、外部への共有を通じた連携の促進にも活用されるケースがみられます。

また、事業承継の場面においては、現経営者と後継者がそれぞれ「これまで」「これから」を整理することで、移行戦略の検討や承継の必要性の認識につながる場合があります。

内閣府・知的財産戦略推進事務局のホームページでは、経営デザインシートのひな型や解説資料、活用事例などが公開されています。

詳細な情報につきましては、以下のホームページをご確認ください。

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/keiei_design/index.html



価格変動を抑えた新しいデジタル通貨 ステーブルコインとは

近年、「ステーブルコイン」という言葉を目にする機会が増えています。ステーブルコインは広い意味では暗号資産(仮想通貨)の一種ですが、価格変動の大きいビットコインなどとは性質が異なります。今回は、ステーブルコインの基本を解説します。

■ ステーブルコインとは

ステーブルコインとは、価格が大きく変動しにくいように設計されたデジタル通貨のことです。「ステーブル」は「安定した」という意味で、その名のとおり、円やドルなどの法定通貨に近い感覚で使えることを目指しています。

ビットコインなどの暗号資産は、需要と供給によって価格が大きく上下することがあります。一方、ステーブルコインは、特定の通貨や資産と連動させることで、価格の変動を抑える仕組みを持っています。たとえば、「1 コイン=1 ドル」のように設計されている場合、そのコインの価値ができるだけ1ドルに近づくように運用されます。

そのため、投資で値上がりを狙うものというよりも、インターネット上で送金や決済に使うための「デジタルなお金」に近い存在として説明されています。

価格を安定させる主な方法には、法定通貨と連動させる方法、国債などの資産で裏付ける方法、仕組みによって価格を調整する方法があります。

■ 仕組みによる分類

ステーブルコインは大きく3種類に分かれます。

①法定通貨担保型:

文字通り、米ドルなどの法定通貨に価値を裏付けられるタイプで、最も一般的で安定性が高いとされています。

②暗号資産担保型:

別のさまざまな暗号資産を担保にするタイプで、仕組みがやや複雑で価格変動リスクがあります。

③アルゴリズム型(無担保型):

あらかじめ設定された仕組みで、市場の需給に合わせ自動的に、コインの供給量や価格を調整するタイプ、担保があるコインと比べて価格コントロールが難しく、過去には大きな破綻事例もあります。

■ ビットコインなどの暗号資産との違い

	ステーブルコイン	ビットコインなどの暗号資産
価格変動	小さい	大きい
主な用途	決済・送金	投資・投機
安定性	高い(設計上)	低い
リスク	発行体に依存	市場変動



つまり、ビットコインなど＝「値上がりを狙う資産」として見られやすいもの、ステーブルコイン＝「価格の安定を重視したデジタルなお金に近いもの」という位置づけになっています。

■ なぜ注目されているのか

①海外送金の効率化

従来の送金は時間や手数料がかかりますが、ステーブルコインを使うと迅速かつ低コストで送金できる可能性があります。

②決済手段としての期待

価格が安定しているため、将来的には決済手段として普及する可能性があります。

③法整備の進展

日本でも2023年6月に施行された改正資金決済法により、法定通貨担保型のステーブルコインに関するルール整備が進み、銀行や資金移動業者などが発行・取り扱い可能になっています。

■ 注意すべきリスク

一見安全に見えるステーブルコインですが、リスクもあります。以下は一例です。

●発行体リスク

裏付け資産がどれほどストックされているのかは発行元から明確に明かされていないケースが多く、不十分な場合、価値が崩れる可能性があります。

●規制リスク

各国の金融当局による監視や制限の強化等、国ごとにルールが異なり、利用制限が変わる可能性があります。

●システムリスク

デジタル資産であるため、ハッキングなどのリスクも無視できません。

●信用リスク

裏付け資産の管理や監査体制が不十分だと価値が保証されない可能性があります。

●流動性リスク

24時間365日稼働するステーブルコインの決済システムでは、既存の銀行システムとの稼働時間差や市場の急変により、一時的に決済が滞る可能性があります。

●スマートコントラクトの安全性リスク(アルゴリズム型)

供給量の自動調整で価格を維持しますが、コードの脆弱性やバグにより資産が失われるリスクがあります。

■ デジタル円との違い

よく混同されるものに「デジタル円(CBDC)」があります。

※デジタル円(CBDC:中央銀行デジタル通貨)とは、日本銀行(日銀)が発行を検討している電子的な法定通貨です。 ステーブルコイン → 民間が発行 デジタル円 → 中央銀行が発行
つまり、ステーブルコインは「民間版のデジタル通貨」といえます。

■ まとめ

ステーブルコインは、価格の安定を目的に設計されており、決済や送金での利用が想定されています。一方で、発行体、規制、システムに関するリスクがあるため、仕組みや利用条件を確認したうえで利用する必要があります。



令和8年度の雇用保険料率について

令和8年4月から雇用保険料率が引き下げられました。内容を確認しておきましょう。

<令和8年4月1日～令和9年3月31日>

	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
(昨年度)	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
(昨年度)	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000
(昨年度)	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

- 4月の改定では、労働者負担、事業主負担共に保険料がダウンとなります。4月1日以降、最初に到来する締日によって支給される給与から、新しい保険料率に変更されているか確認してみましょう。
- 給与計算の際、雇用保険料額に1円未満の端数が生じたとき、その端数については、50銭以下は切捨て、50銭1厘以上は切り上げとなります。

(人事労務事業部 社会保険労務士 有田一範)

中小企業賃上げ 実施・予定が71.3%と高水準を維持

日本商工会議所の中小企業を対象とした調査結果によりますと、2026年4月に賃上げを「実施済」または「実施予定」と回答した企業は71.3%(昨年比+1.7ポイント)と7割を超え、高水準を維持しています。「現時点では未定」と回答した企業は23.0%(同-0.5ポイント)でした。一方、20人以下の小規模企業では「実施済」または「実施予定」が59.9%(同+2.2ポイント)にとどまり、全体との差が見られます。また、防衛的な賃上げ(業績の改善が見られないが賃上げを実施・予定)は全体で60.9%(同+0.8ポイント)と高止まりし、20人以下の小規模企業では66.3%(同+3.5ポイント)と7割近くに上昇しました。賃上げ率は全体で4.01%、20人以下の小規模企業で3.38%と0.63ポイントの差があり、企業規模による違いがみられます。

【出典】日本商工会議所「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」令和8年6月8日

新NISA買付額15.3兆円、前年上回る

日本証券業協会が公表した資料によりますと、2025年12月末時点のNISA口座数は約2,025万口座となり、前年から増加を続けています。2025年の年間買付額は約15兆3,540億円で、前年と比べて約1.1倍となりました。投資枠別では、成長投資枠が買付額全体の69%を占め、つみたて投資枠は31%となっています。成長投資枠の内訳では株式が58%、投資信託が42%を占め、株式投資の割合が高いことが特徴です。また、年間買付額では「0~60万円」の層が48%と最も多く、比較的少額からの投資が中心となっているようです。売却額は成長投資枠で約3兆6,638億円、つみたて投資枠で約4,859億円にとどまり、長期保有志向の強さがうかがえます。

【出典】日本証券業協会「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査」令和8年5月27日

本社移転、1万7,274社で3年連続増 東京は転出超過拡大

東京商工リサーチが発表した調査によりますと、2025年度に他都道府県へ本社(本社機能)を移転した企業は1万7,274社(前年度比6.1%増)と3年連続で増加したことがわかりました。県別の転入超過を見てみると、トップは埼玉県の313社、次いで千葉県が275社となった一方、東京都は1,238社の転出超過と突出し、大阪府も476社の転出超過となりました。さらに、福岡県も90社の転出超過に転じています。産業別ではサービス業が6,721社(構成比38.9%)で最多、情報通信業2,066社(同11.9%)、小売業1,906社(同11.0%)と続いています。規模別で見ると、資本金1,000万円以上は2,748社(前年度比2.1%減)に対し、1,000万円未満の企業は1万4,526社(同7.9%増)と4年連続で増加しました。

【出典】株式会社東京商工リサーチ「2025年「他都道府県への本社移転」調査」令和8年5月27日

中小企業の価格転嫁率、54.2%に微増

中小企業庁では、毎年3月および9月の「価格交渉促進月間」にあわせ、受注側の中小企業約30万社を対象に、価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況について調査を実施しています。2026年3月時点の調査結果によりますと、コスト全体の価格転嫁率は前回調査(2025年9月)から約1ポイント上昇し、54.2%となりました。コスト要素別の転嫁率は、原材料費が55.7%、労務費が50.0%、エネルギー費が48.9%でした。また、官公需(※)における価格転嫁率は48.4%となり、前回調査から約4ポイント低下しました。

(※)官公需とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと

【出典】中小企業庁「価格交渉促進月間(2026年3月)フォローアップ調査結果」令和8年6月26日

新しい「防災気象情報」を確認しよう

近年、集中豪雨などの大雨の増加や台風の巨大化など、自然災害のリスクが高まっています。私たちの生活はすでに気候変動の影響を受け始めていますので、防災と気候変動のリスクを小さくするためのエコ活動は切り離せないテーマとなっています。気象庁は2026年5月に防災気象情報を見直し、新たな運用を開始しました。新しい防災気象情報では「河川氾濫」「大雨」「土砂災害」「高潮」の4つの災害について、防災気象情報と警戒レベル(1～5)が対応づけられ、危険度がより分かりやすく示されるようになっていきます。気候の変化を理解し、災害に備えることは持続可能な暮らしにもつながります。新しい防災気象情報について確認しておきましょう。



「レベル」で判断する防災気象情報

新しい防災気象情報では、災害の危険度が高い順に

レベル5＝命を守る行動を

レベル4＝全員避難

レベル3＝高齢者等は避難

レベル2＝避難行動の確認

レベル1＝災害の心構えを高めるとなっています。

これは、自治体が発表する避難情報と連動しており、例えば大雨警報の場合、「レベル3大雨警報」のように発表されるため、危険の度合いが直感的に理解しやすくなります。

レベル3では高齢者など避難に時間がかかる人が避難を始め、レベル4では危険な場所にいる人は全員避難します。大切なのは、レベル5を待たずにレベル3やレベル4の段階で早めに行動することです。

災害から命を守るためには、「正しい情報」と「早めの行動」が欠かせません。そのためにも日頃から自分自身の避難行動を想定しておくことも、いざという時の安全につながります。

高

危険度

低

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5 命の危険 直ちに安全確保!	既に災害が発生・切迫している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (市町村が発令) ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~		
警戒レベル <b>4</b> 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 <u>速やかに危険な場所から避難先へ避難</u> しましょう。	避難指示 (市町村が発令)  ※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
警戒レベル <b>3</b> 危険な場所から 高齢者等は 避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

出典:政府広報オンライン「警戒レベル4」で危険な場所から全員避難!5段階の「警戒レベル」を確認しましょう」

## 暑い季節を乗り切る

## 夏におすすめの栄養素

夏は暑さの影響で食欲が落ちたり、冷たい飲み物を摂りすぎたりと体調を崩す方も多いかもしれませんね。暑い時期を元気に過ごすためには、日頃からバランスの良い食事と生活習慣を整えることが大切です。今回は、夏に意識して摂りたい栄養素をご紹介します。

## 夏におすすめの栄養素

## ■ ビタミン B1

糖質を体内でエネルギーに変える働きがある栄養素です。エネルギーを効率よく作り出し、疲労回復を助ける効果が期待できます。

ビタミン B1 を多く含む食品：豚肉、うなぎ、玄米、レバー、大豆製品など

## ■ ビタミン C

抗酸化作用があり、免疫力を高め、ストレスへの抵抗力をサポートするといわれています。

ビタミン C を多く含む食品：赤パプリカ、黄パプリカ、ゴーヤ、ブロッコリー、トマト、柑橘類、キウイフルーツなど

## ■ クエン酸

疲れやだるさの原因のひとつである乳酸の分解や排出を促進するといわれており、疲労回復効果も期待できます。

クエン酸を多く含む食品：梅干し、酢、かぼす、グレープフルーツ、レモンなど

## ■ たんぱく質

筋肉や体力の維持、回復に欠かせない栄養素です。また、体内の水分バランスを保ち、水分を保持しやすい身体づくりにも関わっています。

たんぱく質を多く含む食品：肉類、魚介類、卵、大豆製品、乳製品

## ■ ミネラル類(ナトリウムやカリウムなどのミネラル全般)

体内の水分バランスを保ち、体温調整や脱水の予防にも重要な役割を担うといわれています。汗を大量にかいたときは、水分とともにナトリウムなどのミネラル類も失われるため、適切に補給することが大切です。

ミネラル類を多く含む食品：海藻類、牛乳、枝豆、夏野菜(きゅうり、ナスなど)

夏の体調管理には、水分補給だけでなく、こうした栄養素をバランスよく取り入れることが大切です。

暑さによって食欲が落ちやすい時期だからこそ無理なく食べられる工夫をしながら、体に必要な栄養をしっかりと補いましょう。



食欲が落ちやすい夏にこそ、栄養バランスのよい食事を心がけたいですね。暑さに負けない体づくりのためにも、毎日の食事で体調を整え、夏バテ予防につなげていきましょう。

## 鶏むね肉と梅しそチーズのはさみ焼き

たんぱく質が豊富な鶏むね肉とチーズに梅の酸味としその風味がよく合う一品です

<材料> 2人分 1人分 約320kcal

- |             |           |        |      |
|-------------|-----------|--------|------|
| ・ 鶏むね肉(皮なし) | 1枚(約300g) | ・ 酒    | 大さじ1 |
| ・ 梅干し       | 2個        | ・ 小麦粉  | 適量   |
| ・ 青しそ(大葉)   | 6~8枚      | ・ サラダ油 | 大さじ1 |
| ・ スライスチーズ   | 2~3枚      |        |      |
| ・ 塩、粗挽きこしょう | 各少々       |        |      |

### <作り方>

- ① 鶏むね肉は、中央に厚さの半分まで縦に切れ目を入れて観音開きにし、厚みを均一にします。さらに包丁の背などで軽く叩いて繊維をほぐし、4等分に切り分けます。梅干しは種を取り除き、果肉を包丁でたたいてペースト状にします。青しそは半分に切り、スライスチーズは、適当な大きさに切ります。
- ② ①の鶏肉に塩・こしょうをふり、内側にペーストにした梅干しを薄く塗り、青しそ、スライスチーズをのせ、具材をはさむように半分に折りたたみます。同様に4つ作ります。
- ③ ②の鶏肉の全体に小麦粉を薄くまぶします。
- ④ フライパンにサラダ油を入れて熱し、③の鶏肉を並べて中火で焼きます。焼き色がついたら裏返し、酒を回し入れて蓋をし、弱火で5~6分蒸し焼きにして中まで火を通します。
- ⑤ お好みの野菜(分量外)と一緒に皿に盛り付けます。

## ピーマンとパプリカの塩昆布ナムル

ビタミンCが豊富なピーマンとパプリカを使った手軽に作れる副菜です

<材料> 4人分 1人分 31kcal

- |         |           |       |        |
|---------|-----------|-------|--------|
| ・ 赤パプリカ | 1/2個(80g) | ・ 塩昆布 | 8g     |
| ・ 黄パプリカ | 1/2個(80g) | ・ 白ごま | 小さじ1/2 |
| ・ ピーマン  | 2個(80g)   | ・ ごま油 | 小さじ1   |

### <作り方>

- ① 赤パプリカ、黄パプリカ、ピーマンは洗って種を取り除き、それぞれ5mm幅に大きさをそろえて切ります。
- ② ①を耐熱容器に入れてふんわりとラップをし、電子レンジ(600W)で2分加熱します。
- ③ ラップをはずしてキッチンペーパー等で余分な水分をふき取り、ボウルなどにうつします。
- ④ 温かいうちに塩昆布とごま油、ごまを加えてよくあえて出来上がりです。

## 人を伸ばす“未来志向”のコミュニケーション フィードフォワード思考とは

人材育成や指導において、「伝え方」に悩む方は多いのではないのでしょうか。注意したつもりが関係性を悪くしたり、改善を促したはずが逆にやる気を下げてしまったり——。こうした課題を解決するヒントとして、近年注目されているのが「フィードフォワード思考」です。

### ■ フィードフォワード思考とは

フィードフォワード思考とは、過去のミスや行動ではなく、**「これからどうすれば良くなるか」**に焦点を当てる考え方です。従来のフィードバック(過去の評価)に対し、未来の改善を重視する点が特徴です。

強い指摘や一方的な評価はモチベーション低下につながりやすくなっています。特に小規模事業では人材の定着や成長が重要です。前向きな対話により、人の力を引き出す関わり方が求められています。

### ■ フィードバックとの違い

フィードバックは「過去の問題点」を伝えるのに対し、フィードフォワードは「未来の改善策」を示します。前者は防御的になりやすく、後者は次の行動が明確になるため、前向きな受け止めにつながります。

### ■ 使い方の基本

- ① 良い点を認める
- ② 「さらに良くするなら」と未来につなげる
- ③ 具体的な行動を提案する

例:「説明は分かりやすかったです。次は結論を最初にとすると、さらに伝わりやすくなります」

### ■ 期待できる効果

- ・職場の雰囲気良くなる
- ・人材が成長しやすくなる
- ・主体性が生まれる

少人数の組織ほど、コミュニケーションの質が成果に直結します。

### ■ 注意点

- ・やんわり否定にならない
  - ・抽象的にしない
  - ・いきなり改善点だけを言わない
- 前向き+具体的がポイントです。

### ■ すぐ使える一言

「次はこうすると、もっと良くなると思う？」



フィードフォワード思考は、伝え方を少し変えるだけで実践できます。

過去ではなく未来に目を向けることで、人や組織のよりよい成長につながるかもしれません。

## 国税庁が非上場株式評価を本格見直しへ

2026 年 4 月、国税庁は「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を設置し、非上場株式の評価方式の抜本的見直しを検討し始めました。公表資料では、現行制度に関して次のような具体的な実態と問題点が明確に示されています。

### 【1】「非上場株式の評価方法」を本格的に見直しへ

①類似業種比準価額は純資産価額の約 27%にとどまる(中央値ベースの比較)

➡一般的に、類似業種比準価額が純資産価額よりも低く計算されることは業界では「常識」ですが、各評価方式の間で 1 株当たりの評価額に乖離が生じている点について問題視しています。類似業種比準価額の計算では、配当・利益・純資産の 3 つの比準要素で比較します。資料によれば、調査対象の約 82%が直近 2 期で配当を行っていないとのこと。

配当ゼロということは 3 つの各比準要素のうち 1 つが 0 で評価されるので、比準要素の係数が実質的に 2/3 倍となっている点も影響しているという指摘です。

②純資産価額に対する申告評価額(=申告に際し、実際に採用された単価)の分布を見ると、その中央値は大会社で約 0.32 倍、中会社で約 0.50 倍、小会社で約 0.61 倍となっている

➡評価会社の規模が大きい区分ほど評価額が相対的に低く計算される傾向について問題視しています。

補足しますと

①は類似業種比準価額÷純資産価額で計算、②は申告評価額÷純資産価額で計算しています。非上場株式の株価評価額は、その会社の規模に応じて類似業種比準価額と純資産価額のいずれか低い評価額又は両評価方法を折衷して計算します。一般的に、会社の規模が大きいほど評価額の低い類似業種比準価額のウェイトが高くなるので、評価の公平性が確保されていないのではないかという指摘です。

③配当還元方式計算で用いる還元率 10%は、通達制定時(昭和 39 年)の金利等を参考に設定されたものである

➡配当還元方式では、配当金の額を還元率で割り返して計算します。

現在の還元率 10%は通達制定当時の金利や市場利回り等をベースに設定された数値であり、その後全く見直されていないため、現在の社会経済と合っていないことを問題視しています。仮に現在の還元率を 2%とした場合、10%で割り返した場合と比べて評価額は  $10\% \div 2\% = 5$  倍に跳ね上がる計算になります。

## 【2】 国税庁が指摘している「評価圧縮スキーム」とは

---

また、国税庁は、評価額を意図的に下げるスキームとして次の類型を列挙しています。

①グループ内で収益性の高い資産を移転して親会社の評価額を低下させる手法

➡グループ法人税制適用のもとで、土地や株式などの資産を子会社へ移転することで親会社の評価額を意図的に低下させ、相続・贈与時の評価を圧縮する手法です。移転先の子会社等を類似業種比準価額で評価できる場合、評価額はさらに下げられる可能性があります。

②種類株式(無議決権株式)を利用して配当還元方式を濫用する手法

➡非上場株式の評価では、議決権の割合が低い少数株主については例外的な配当還元方式で評価することが認められています。これを悪用する形で無議決権株式を大量に発行し、議決権割合を操作する手口が指摘されています。

③本来の超過収益力を役員報酬等の過大支払で社外に流出させる手法

➡所有と経営が分離していない非上場会社では、配当を出さずに本来会社に残るべき超過収益力を役員報酬や関連会社への支払いで外部に流出させ、利益や内部留保額(純資産)を減らして評価額を引き下げることが、事実上可能となっています(過大役員報酬については、株式評価額の論点とは切り離して法人税においても否認リスクがあります)。

当局は、これらは現行制度の「抜け道」として機能していると見ており、今後の通達や運用の見直しでは正される可能性が高まっています。

## 【3】 改正時期等について

---

現時点では、具体的な改正内容や適用時期は未確定です。実際に制度改正される前に、税制大綱への掲載やパブリックコメント募集の手続きを経ることになり、過去の事例を踏まえると、早くても令和10年度からの適用が現実的と考えられます。

なお、**通達が改正された場合は、広く一般の中小企業にも影響を及ぼす可能性が高く、評価額は上昇する見込み**です。

今後の改正動向を注視する必要がありますが、令和8年度中は現在の通達で評価して贈与できます(おそらく令和9年度も現行制度下で可能)。

自社株の評価についてはお気軽にお問い合わせください。

出典:国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第1回)」資料 2026年4月20日付

(相続事業部 税理士 大宮拓郎)

---

## —ヤマダメンバーズプレス 2026 年夏号 No.136—

(令和 8 年 7 月 10 日発行)

発行人 代表	山田良平
編集責任者	内藤恵美
編集	有田一範(保険のページ) 上島千明(経営のページ、ニュースな数字) 梶井恵里(マネーのページ、仕事のエスプリ) 松川仁美(エコのある暮らし、栄養と健康のページ、おいしいレシピ)

*この記事は当事務所の HP から閲覧することができます→



---

 ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012 東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL 03-3694-6091(代) FAX 03-3691-6680(代)  
URL <https://yamadasougou.co.jp>  
E-mail [e-naito@yamadasougou.co.jp](mailto:e-naito@yamadasougou.co.jp)

*プレスに関するお問い合わせは、担当者または上記 E-mail アドレスへお願いします。